

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県三朝町長

公表日

令和8年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減 ⑥保険者事務共同処理</p> <p>※⑥「保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡表(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護個人番号異動連絡ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第1条第9項、別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131、132の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 福祉課
②所属長の役職名	町民課長 福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三朝町(町民課・福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(町民課)0858-43-3505 (福祉課)0858-43-3520
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底し、廃棄の際は複数人で確認することとしている。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="radio"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。また、USBメモリは、事前に許可されたもののみ使用可能となるよう端末の制御を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
	I 8. 連絡先	健康福祉課 電話番号0858-43-3510	健康福祉課 電話番号0858-43-3520	事後	
令和3年11月30日	I 4. ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第7号 ■情報提供の根拠 番号法第19条第7号	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による修正
令和3年11月30日	II 1. 1 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和3年11月25日時点	事後	
令和3年11月30日	II 2. 2 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和3年11月25日時点	事後	
令和5年2月1日	I 1. ②事務の概要		・申請届け出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年2月1日	I 1. ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第68項並びに介護保険法第12条、第38条等	番号法第9条第1項、別表第一 第68項並びに番号法別表第一の内閣府・総務省令第5号 第50条	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和5年2月1日	I 1. ②事務の概要		③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ⑥保険者事務共同処理 ※「⑥保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「個人番号異動連絡表(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和5年2月1日	I 2. 特定個人情報ファイル名	介護給付実績ファイル	介護個人番号異動連絡ファイル	事後	記載内容に修正点が見つかったため
令和8年1月9日	I 5. ①部署	町民課 健康福祉課	町民課 福祉課	事後	
令和8年1月9日	I 5. ②所属長の役職名	町民課長 健康福祉課長	町民課長 福祉課長	事後	
令和8年1月9日	I 7. 請求先	三朝町(町民課・健康福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2	三朝町(町民課・福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2	事後	
令和8年1月9日	I 8. 連絡先	(町民課)0858-43-3505 (健康福祉課)0858-43-3520	(町民課)0858-43-3505 (福祉課)0858-43-3520	事後	
令和8年1月9日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第68項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第50条	番号法第1条第9項、別表の100の項	事後	番号法改正による修正
令和8年1月9日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の第61、62、93、94項 並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131、132の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項	事後	番号法改正による修正
令和8年1月9日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年11月25日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和8年1月9日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年11月25日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和8年1月9日	IV 8. 人手を介在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年1月9日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加